

高校 1 年生対象 「ケータイ被害」防御状況に関するアンケート調査報告【概要】

弘前大学教育学部「ネットケータイ問題」研究プロジェクト代表・教授 大谷 良光
同上 ネットパトロール隊 隊長 本間 史祥

本プロジェクトは、本年 10 月 13 日に、「子どもをケータイ被害から守るため・携帯電話販売店の未成年者に対する販売対応聞き取り調査」（以下「販売店調査」）を報告し、販売会社 4 社に要望書を手渡しました。本調査は、その調査研究の一環として、本年 4 月 1 日より施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年ネット規制法」）で、18 歳未満の生徒に対するフィルタリング設定が義務化（ただし保護者責任）となり 6 ヶ月たった今、携帯電話に関する生徒の実態と意識を知ることが目的として実施しました。

調査は、本年 9 月に青森県内の高校一年生 1244 名に依頼し、1210 名より回答を得ました。調査内容は、「Ⅰ 携帯電話所持の時期」「Ⅱ. フィルタリングの利用と意識」「Ⅲ. メール受信拒否設定の利用と意識」「Ⅳ. 有害情報等に関する意識」です。

概要

Ⅰ. 携帯電話所持の時期

調査対象である高校 1 年生の携帯電話所持率は 95.0 %であった。これは、県教育委員会が 2008 年 11 月に実施した全児童・生徒対象の所持率とほぼ一致している。「携帯電話を持っている」と答えた生徒のうち、「携帯電話を持ち始めたのはいつか」では、「中 2 以前」が 30.9 %、「中 3 の 1、2 学期」が 8.3 %、「中 3 の 3 学期」が 12.0 %、「高校合格から入学」が 39.0 %、「入学後から現在」が 9.7 %であった。このことから、中学卒業の 3 月上旬から高校入学の 4 月上旬までの約 1 ヶ月間に携帯電話を持ち始める生徒が 4 割(推定で約 5500 人)に見ることがわかる。高校入学祝いに買い与える傾向は全国的であるが、これほど所持率が急増することは特異であり、「ケータイ高 1 プロブレム」（造語）といえる。したがって関係者・機関は、生徒を「ケータイ被害」から守るため、この時期前後に生徒に特段の働きかけが必要である。

Ⅱ. フィルタリングの利用と意識

「フィルタリングを利用しているか」の項目について、「利用している」は 41.7 %、「利用していない」は 39.1 %、「利用していたが解除した」は 10.3 %、「わからない」は 8.7 %であった。フィルタリングの利用理由について、フィルタリングを利用していると答えた生徒のうち、「利用した理由は何か」の項目で、「原則加入だから」と答えた割合が 11.7 %、「重要だと思うから」が 7.9 %、「有害情報対策」が 24.6 %、「保護者の勧め」が 53.5 %、「店員の勧め」が 29.8 %であった。また、2009 年 7 月の警視庁調査（東京都中学生対象）によると、フィルタリングを利用した理由について「保護者に言われた」と答えた回答者は 61.7 %で、やはり、本人の意識というより保護者の働きかけによる大きかった。

また、携帯電話販売店のフィルタリングサービスの説明と利用者数の関係について、「『フィルタリングサービスの概要』の説明を受けた」と答えた生徒が 58.4 %で、その内フィルタリングを利用している生徒は 54.2 %であった。これに対して、フィルタリングサービスの説明を「受けていない」と答えた生徒でフィルタリングを利用している生徒は 17.3 %で、その差は 36.9 %もあり「説明」の果たす役割が大きかった。また、「販売店調査」での説明した割合は 53 %で、ほぼ同じであった。

加えて、青少年ネット規制法施行前に携帯電話を購入した生徒のフィルタリング利用率については、「利用している」が 30.4 %、「利用していない」が 47.0 %、「利用していたが解除した」が 12.4 %、「わからない」が 10.2 %であった。それに対し、同法施行後に携帯電話を購入した生徒の利用率は、「利用している」が 53.6 %、「利用していない」が 30.7 %、「利用していたが解除した」が 8.2 %で

あった。このことから、同法の施行によって、利用率が23%増加し、「利用していない」、「利用していたが解除した」の割合も減少していることが見て取れる。しかし、「その後解除した」を含め、同学年の未だおよそ5割の生徒がノーガードの携帯電話を使用しているという危険な現状にある。

Ⅲ. メール受信拒否設定の利用と意識

「メール受信拒否設定を利用しているか」は、「利用している」は21.3%、「利用していない」は57.8%、「利用していたが解除した」は2.0%、「わからない」は17.9%であった。メール受信拒否設定を利用している生徒のうち、「利用した理由は何か(複数解答可)」について、「被害にあったから」が35.5%、「被害が心配だから」が37.1%、「友達が利用していないから」が3.7%、「保護者の勧め」が7.8%、「店員の勧め」が10.6%、「その他」が14.3%であった。また、メール受信拒否設定を利用していない生徒のうち、「利用しない理由は何か(複数解答可)」は、「トラブルが特にないから」が61.5%、「不便になるから」が19.1%、「内容がよくわからないから」が22.7%、「危険性を感じないから」が8.6%、「友達が利用していないから」が1.5%、「その他」が4.1%であった。

利用している内容(メニュー)は、「業者広告」が45.3%、「パソコンから」や「一括送信」等の業者からと思われる迷惑メール類が39.6%と多いが、「なりすまし」が29.8%、「個別のアドレス」が33.5%(その何割か)、という知り合い関係の拒否設定も4～5割近くあり、ネットいじめやトラブルが生じていることが推測される。

以上より、メール受信拒否設定の利用は、被害にあってからの対策方法として利用するものだと捉えている生徒が6割以上であることがわかる。しかし、近年みられる「なりすましメール」や「サブアドレスメール」によるネットいじめや誹謗中傷の被害は、事前にメール受信拒否設定を利用しておくことで回避できることから、携帯電話を購入する際には、被害の事例やそれらの対策を理解しておくことが大切である。

Ⅳ. 有害情報等に関する意識

青少年ネット規制法が今年の4月1日に施行されたことを「知っていた」生徒は24.0%、「何となく知っていた」が25.5%、「知らない」が49.7%であった。

フィルタリングを利用している生徒のうち、「フィルタリングサービスを利用した理由は何か」の項目で、同法を知らない生徒と知っていた生徒の理由を比較すると、前者は「原則加入だから」が3.7%、「重要だと思うから」が7.0%で、後者は24.0%、12.8%、と「知っていた」生徒が増加しており、同法の認知がフィルタリング設定の向上に繋がっていることがわかる。

また、「有害情報サイト関係の事件についてどう思うか」について、「危機意識を持ち、対策を行っている」が19.8%、「危機意識はあるが、対策は行っていない」が46.8%、「自分には関係ないが、対策は行っている」が17.7%、「自分には関係ないので、対策も行っていない」が14.8%で、対策を行っているものが約4割であった。これらから、危機意識は7割弱の生徒が抱いているが、必要なサイトに繋がらなくなるフィルタリングの利用には踏み込みたくないという生徒が半数いることが明らかになった。

以上から、当然の帰結であるが、青少年ネット規制法を認知している生徒の半数弱はフィルタリングを利用し、同法を認知していない生徒より9%利用率が高く、また、販売時に店員から「説明」を受けた生徒は受けてない生徒より37%も利用率が高かった。しかし、フィルタリングを利用していない生徒とその後解除した生徒の9割以上が、「フィルタリングを利用すると必要なサイトにアクセスできなくなる」ことを理由にあげていることから、求められる緊急対策は、青少年ユーザーの要望にあったフィルタリングの改善(カスタマイズサービス等)と、ケータイの危険性の認識を深める啓発活動を通してフィルタリングやメール受信拒否の設定率を向上させることが大切である。

連絡先 ◎電話・FAX 0172 - 39 - 3417 大谷研究室・ネットパトロール隊本部
◎携帯電話 080-6054-6502(パトロール隊専用)
E-mail ootani@cc.hirosaki-u.ac.jp